

授業料等の減免について

経済的理由や災害その他やむを得ない事情により、授業料又は入校料の支払いが困難と認められる方（生活保護世帯や市町村民税非課税世帯に属する方等）のための減免制度を設けています。くわしくは、各高等技術専門校までお問い合わせください。

◆対象となる訓練科

●南部高等技術専門校
・環境設備工学科
・溶接科
・機械加工科

●北部高等技術専門校
・電気設備科
・木造建築・再生科

●北部高等技術専門校美作校
・自動車整備工学科
・自動車車体整備科

◆授業料、入校料の額

●授業料 年額118,800円（月額9,900円）
●入校料 5,650円

◆減免対象者

次の(1)から(5)のいずれにも該当する訓練生

(1) 国籍、在留資格等（アからエのいずれかに該当）

- ア 日本国籍を有する者
- イ 特別永住者
- ウ 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者
- エ 在留資格が「定住者」であり、将来永住する意思があると校長が認めた者

(2) 学業成績等（アからエのいずれかに該当）

- ア 高校等の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- イ 入校選考の成績が入校者の上位2分の1の範囲にあること。
- ウ 高校卒業程度認定試験の合格者であること。
- エ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、高等技術専門校における学修意欲を有していることが文書により確認できること。

(3) 収入に関する基準

訓練生とその生計維持者※1のそれぞれの市町村民税所得割額の合計額（岡山市など政令指定都市に納税している場合は、市民税の所得割額に3/4を乗じた額）が154,500円未満であること。（災害等により家計が急変した場合は、急変後の収入状況等を確認）

市町村民税所得割額の合計額	授業料、入校料の減免額
0～99円	全額免除
100～25,599円	2/3を減免（1/3を納付）
25,600～51,299円	1/3を減免（2/3を納付）
51,300円～154,499円 多子世帯※2に限る	1/4を減免（3/4を納付）

※1 生計維持者とは、原則父母（ひとり親の場合はその方）が該当しますが、扶養の状況等により、訓練生自身など、他の方になる場合があります。

※2 多子世帯とは、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯のことであり、当該生計維持者の被扶養者となっている訓練生が対象となります。（訓練生が扶養する子が3人以上である場合は対象にはなりません。）

(4) 資産に関する基準

訓練生とその生計維持者が保有する資産の合計額が2千万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること。

※資産とは、次のものを指します。

- ・現金（仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む。）
- ・預貯金（財形貯蓄を含む。保険は対象外だが、満期保険金や保険解約返戻金等を含む。）
- ・有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・投資信託
- ・投資用貴金属（金、銀、プラチナ等であり、指輪等宝石は含まない。）

(5) 過去に公共職業訓練において、同様の制度による減免を受けたことがない

◆申請書等提出が必要な書類

(1) 全ての申請者が提出する必要がある書類

- ・授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第1号）
- ・申請者（本人）について、生計維持者について、資産の申告（別紙1）
- ・申請者と生計維持者に関する市町村発行の最新の「課税証明書」及び「住民票の写し」（いずれも原本が必要で、コピーは不可）
- ・学修計画書又は高校等の全体の評定平均値が5段階評価で3.5以上である成績証明書若しくは高校卒業程度認定試験合格証明書の原本（合格証のコピーでも可）

(2) 災害や失職、長期療養等により家計が急変した場合

- ・家計の急変に係る申告書（別紙2）
※「怪我又は病気のため、半年以上就労が困難」に該当する場合、医師の診断書が必要で、被雇用者の場合は休職証明書（別紙3）も必要
- ・家計急変の事由に該当する者の課税証明書は、課税標準額、調整控除額、調整額、扶養親族の数、合計所得金額、総所得金額等、本人該当区分が記載されているもの
⇒家計急変の事由ごとに必要な書類があるため、各高等技術専門校でお尋ねください。

(3) 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護を受けている場合

- ・1月1日時点の生活保護決定（変更）通知書の写し又は生活保護受給証明書

(4) 外国籍の方の場合

- ・在留カード又は特別永住者証明書のコピー若しくは在留資格・在留期限が記載された最新の住民票の写し（コピー不可）

◆留意事項

- 懲戒（退校、出席停止、戒告）処分を受けたり、不正の手段により減免を受けた場合、減免の取消しや効力の停止をすることがあります。
- 減免が認められた場合、申請から概ね半年後（災害等により家計が急変した場合は3か月ごと）に、引き続き対象者の要件を満たしているか確認を行います。
- 確認の結果、減免区分（減免額）の変更又は減免の取消しとなることがあります。
- 受講状況や学修意欲等が著しく低い場合、減免の取消しとなる場合があります。